

同 事務局専門官 今石 健司

同 事務局主事 岡村 侑磨

議 事 日 程

令和8年5月11日提出

令和8年5月総会

日程	議案番号	案 件	結 果
1		議事録署名委員の指名について	
2	議案第16号	農地法第3条の規定による許可申請書の審議について	原案可決
3	議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請書の審議について	原案可決
4	議案第18号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告について	原案可決
5	議案第19号	令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の決定について	原案可決
6	報告第9号	農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について	承認

(午前10時00分 開会)

事務局長 皆様、おはようございます。少し早いですが、おそろいですので始めたいと思います。ただいまから令和8年5月総会を開会いたします。それでは、最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。
今年の春は非常に雨が多い月だったなというふうに思っております。が、先日ここでいい天気になりまして、天気が続いております。ありがたいことだというふうに思います。

数日前、新聞のほうにも蒜山三座の水田に映る逆さ蒜山の写真が出ておりました。そういうシーズンになったな、田植えシーズンになったなというふうに実感しております。これからますます忙しくなるというふうに思います。

今日のテレビの報道でもありましたけど、米づくりでなかなか主要米が不足しているということで、備蓄米のほうへかじを切って少しもらいたいみたいな報道が出されておりました。また数日前は米粉とか、それから加工米、そっちのほうにもしっかり傾けていかなければいけないんじゃないかという方針も出ておりました。米の値段がこれからどういうふうになっていくか、それが一番の問題だろうというふうに思いますけど、しっかり国のほうに対応していただきたいなというふうに思っております。何を作っても、水田を利用してしっかりと経営ができるような体制に持っていければと、持っていってほしいというふうに願っております。

今日もいろいろと行事のほうがあります。皆さんの本場、非常に忙しい時期だろうというふうに思いますけど、何とか皆さんご参加いただいて、あと二、三か月のあれですけど、頑張っていたきたいというふうに思いますので、本日もよろしくお願いいたします。

事務局長 本日の欠席委員は5名です。[]、[]、[]、[]、[]です。遅参委員はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中14名で定足数に達しておりますので、5月総会が成立しておりますことをご報

告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は矢谷会長にお願いいたします。

議長 それではこれより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会における署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

それでは、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■を指名いたします。

日程2、議案第16号、農地法3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議につきまして、1ページをお開きください。本日審議していただく案件は16件となります。

農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書において審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

それでは、番号1でございますが、市内の譲渡人が北房の譲受人に申請農地、畑1筆233㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 委員長。

議 長 22番推進委員。

22番推進委員 22番推進委員です。

議案番号1番につきまして、5月9日、譲受人から聞き取りと現地確認をいたしました。

譲渡人と譲受人は、おばとめいの関係です。譲渡人は県外に住んでおり、高齢ということもあり、帰省することもできないので、めいに譲ることにいたしました。

住宅と畑の名義が違うために、おばから畑を譲ることにして、譲受人は夫と自営業を営みながら、野菜づくり等に励んでおります。

詐欺のような案件はございませんので、よろしく審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号2でございますが、落合の譲渡人が久世の譲受人に申請農地、田1筆856㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願います。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 はい、議長。

議 長 24番推進委員。

24番推進委員 はい、24番です。申請の2番の詳細を説明いたします。

5月1日に両方とも電話で確認し、5月2日に現地確認はいたしました。権利移転の詳細ですが、譲受人と譲渡人は実の兄弟でした。譲渡人は養子縁組に行くときに、親からの相続のとおり、ライムなどを栽培していましたが、実家の兄、譲受人ですね、が取得してもいいという話があり、譲渡人は家が残るため、話がまとまったとのことでした。

耕作状況ですが、譲受人は、現在奥さんの実家に住まいしております。久世地内です。両方とも農地があり、水稻栽培をしているので、必要な農機もそろっているため、取得して稲作を作る予定だということで準備をしているとのことでした。以上で、取得しても問題はない

と思います。その他、指摘事項は特にありません。審議のほうよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号3でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に申請農地、田2筆1, 238㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんが欠席されておりますので、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議長 13番委員。

13番委員 はい、13番です。担当推進委員より報告書を預かっております。報告いたします。至4月30日に譲受人と電話で、また、現耕作者と現地確認、話を伺いました。全移転するというような状態ですけれども、譲渡人は主人を亡くし、長年にわたり他の人に耕作を依頼し、農地の保全を行ってまいりましたが、現在農地は譲渡人、譲受人の農地が並んでいることから、譲渡人が今後のために農地の処分・整理のために譲受人と相談したところ、今回贈与による所有権移転の話がまとまったものです。

譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は夫婦2人で暮らしております。地区外に住んでおり、農作業はできていない状況ですけれども、長年当農地を耕作している人に今後お願いをすることでした。長年耕作されている方が今後も耕作をし、農機具等も全て所有しておりますし、問題ないと思われれます。その他、指摘事項はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号4でございますが、市外の譲渡人が落合の譲受人に申請農地、田1筆395㎡、畑1筆131㎡を、売買によります所有権移転の申請

でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、28番委員さんが欠席されておりますので、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 はい、議長。

議 長 13番委員。

13番委員 13番です。この件につきましても、担当推進委員から報告書を受け取ってあるので、ご報告させていただきます。

至4月30日に譲受人と現地確認を行いました。権利移転するというような詳細ですけれども、譲渡人は市外に住んでおり、農作業ができなく、譲受人と利用権設定を行って、現在に至っております。今後も農作業する意思がないことから、今回譲受人とのお話合いの中で、権利移転の話がまとまっているものでございます。

譲受人の世帯及び耕作状況ですけれども、譲受人は家族8人で暮らしており、農作業は譲受人夫婦、息子夫婦の4人で行っております。

耕作状況ですけれども、水稲90アール、大豆15アールを耕作しており、農機具もトラクター、コンバイン、田植機等全て所有しております。農地取得後も耕作には問題ないと思われれます。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号5でございますが、市外の譲渡人が落合の譲受人に申請農地、田1筆248㎡、畑1筆151㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議 長 5番委員。

5番委員 5番委員です。

審議番号5につきまして、5月2日、譲受人本人に2回ほど現地確認及び調査を行いました。移転する事由の詳細ですが、譲受人が本家、

譲渡人は分家の関係であり、売渡人は本家を継ぐときに、本家からこの申請農地を分けてもらいました。譲渡人は現在兵庫県の神戸に移住しており、住んでいた家は空き家になっております。したがって、譲受人に申請農地の管理をお願いしていましたが、譲渡人はもう高齢で、もう地元へは帰らないとのこと。両者に今後の管理について話していたところ、このような話がまとまったため、譲受人が申請地を取得するものです。

譲渡人は5月2日に、電話でこの内容と地番、地目の確認をしております。

また、譲受人は今年の3月末で仕事を退職しており、申請農地はよく管理されております。また、所有している農機具もトラクター、管理機、草刈機等を所有していることから、申請農地取得後も必要な農作業に従事することとなっております。その他、指摘する事項はありません。以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号6でございます。市外の譲渡人が久世の譲受人に申請農地、田2筆827㎡、畑1筆158㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進員さんから説明をお願いいたします。

31番推進委員 はい、議長。

議 長 31番推進委員。

31番推進委員 31番推進委員です。番号6について、ご報告いたします。

4月30日に、譲受人立会いの下に現地確認を行いました。なお、譲受人については、県外在住のため、電話で聞き取りをしました。譲受人と譲渡人の関係については、不動産事業者あっせんにより住宅を購入したことに伴う農地購入であります。

続きまして、譲受人の耕作状況等ですが、世帯員数は2名で、2名が従事する予定で、専従で耕作に従事する予定であり、これから新しく

購入されたので、従事する予定だそうです。農機具は管理機等を所有しており、農地譲受後は家庭菜園、水田等として耕作していくものと思われる。その他、指摘事項も特にないと思われるので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について、事務局よりご説明をお願ひいたします。

事務局 番号7でございます。2ページをお願ひします。久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に申請農地、田4筆2, 513㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願ひいたします。

31番推進委員 はい、議長。

議 長 31番推進委員。

31番推進委員 31番推進委員です。番号7についてご報告いたします。

4月30日に譲受人立会いの下に現地確認を行いました。なお、譲渡人については、電話で聞き取りを行いました。譲受人と譲渡人との関係は、同じ地区に住んでいる隣人同士ということでございます。譲渡人は、農地を親から相続したときから、耕作は人に貸して、自分では農作業を行ったことがありません。今年から水田の耕作をされていたところから断られたため、借入人と交渉をする中で、売買の話がまとまったものです。

続きまして、譲受人の耕作状況等ですが、世帯員数は2名で、主に譲受人が専従で従事しております。譲受人は水稻栽培を行っており、農機具はトラクター、田植機、管理機等の水田に必要な農機具を所有されております。農地の譲受後も農業を続けていくものと思われる。その他、指摘事項も特にないと思われるので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号8について、事務局より説明をお願いいたします。
番号8でございます。久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に申請農地、田3筆744㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

31番推進委員 はい、議長。

議 長 31番推進委員。

31番推進委員 31番推進委員でございます。番号8についてご報告いたします。

4月30日、譲受人の立会いの下に現地確認を行いました。なお、譲渡人については電話で聞き取りいたしました。譲受人と譲渡人との関係は、同じ地区内に住んでいる隣人で、譲渡人は農地を親から相続したときから、人に耕作を任せて、自分では農作業はしてこなかったとのことだったのですが、今年になって水田の耕作を断られまして、譲渡人は借り手を探していたところ、農地の売買の話になり、申請農地の市道北側について、譲受人が購入することで話がまとまったものです。

譲受人の耕作状況等ですが、世帯員数は8名で、主に譲受人が専従で耕作に従事しております。譲受人は水稻栽培を行っており、農機具はトラクター、田植機、管理機を所有しており、農地取得後も農業を続けていくものと思われます。その他、指摘事項も特にないと思われるので、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号9でございます。久世の譲渡人が勝山の譲受人に申請農地、畑1筆145㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 はい、議長。

議 長 14番委員。

14番委員 14番です。

審議番号9番につきまして、5月3日に譲受人立会いで現地の確認及び調査を行いました。譲渡人には電話で確認しました。

申請地は、譲受人住居と市道を挟んで向かい側の位置でして、市道のり面のような耕作の畑です。譲受人が自宅そばであることから、草刈り等の管理をしてきたものです。両者は親戚関係ではありません。

譲渡人は今後もその申請地を管理することができないため、今回の譲渡となりました。譲受人は、ウド、切り花、野菜等の栽培農家ですが、今回の取得農地は耕作は非常に難しいということで、今までどおりの管理としたいということでした。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号10でございます。勝山の譲渡人が、同じく勝山の譲受人に申請農地、畑1筆432㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 はい、議長。

議 長 14番委員。

14番委員 14番です。審議番号10について報告します。

4月16日に譲受人から、申請をしたので申請地を見てほしいとの連絡があり、譲受人立会いで確認し、ついでに話を伺いました。譲渡人には、同じ地区ですが電話で確認しました。

申請地は、長年の耕作放棄地の畑で、隣接の譲受人らが数件所有する墓地に笹等が生える等、悪影響が出る状態となっていました。所有者である譲渡人に管理をするよう申し入れたが、体調不良で対応できないし、今後も管理することができないということで、今回の譲渡とな

ったものです。

ちなみに申請地の確認時には、譲受人が重機等を使用し、耕作が可能な状態の畑にきれいに復元されていました。譲受人は事業を営んでいるため、所有する農地は隔年栽培とか、トラクターで耕うんのみを行い、維持管理を行っているとのことでした。問題はないと思いますので、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号11について、事務局より説明をお願いします。

事務局 番号11でございます。久世の譲渡人が市外の譲受人に申請農地、田2筆2, 263㎡、畑2筆1, 517㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 はい、議長。

議長 14番委員。

14番委員 14番です。審議番号11についてご報告します。

5月1日に現地の確認と、譲渡人に話を伺いました。譲受人は公務員の方ですが、職務また赴任地の関係で何回も電話し、メールも行いましたが、まだ話は伺えていません。譲受人の情報は譲渡人から伺ったものです。

申請地は譲渡人の不在となった実家周辺の歩行者の段々畑と整備された耕作田です。譲受人は市の空き家・農地バンクの情報を見て気に入り、移住を決意したそうで、住居分取得となっています。

譲受人の実家は県中南部にあり、両親がおられますが、7月中に譲受人夫婦のみで移住されるそうです。農作業等の経験はないようですが、段々畑を耕作して果樹や野菜などを栽培したいと話していたそうです。譲渡人は、ほとんどの農機具は処分してしまったが、管理機や小農具が残っているので、差し上げたいとのことでした。富原地区に移住者があるのは初めてで大変喜ばしいことです。長く定住され、理想の生活を築いていただきたいと思いますので、どうかご承認をいた

だきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号12について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

番号12でございます。市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に申請農地、畑1筆241㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、4番委員さんから説明をお願いいたします。

4番委員

はい、議長。

議 長

4番委員。

4番委員

はい、4番です。

本件につきましては、去る5月3日に、譲受人、譲渡人ともに市外在住のため、電話で確認した上で、現地調査を行いました。対象の農地は、譲渡人の高齢の両親が亡くなられた後に、休日を使い里帰りし、野菜づくり等を管理してきました。このほど、知人の紹介で田舎に移住したいとの方がいるとのことを聞き、譲受人と出会い、早急に話がまとまり、家屋を含めて権利移転するものです。

譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は親子4人家族で、農家で勤めをしながら水稻等を作付しております。移住後は季節野菜をつくるのが楽しみで、機械はトラクター、管理機などを取りそろえており、必要な農作業に従事していくものと思われます。その他、指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号13について、事務局より説明をお願いします。

事務局

では、3ページ目になります。よろしくお願いいたします。

番号13でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に申請農地、畑1筆932㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明を

お願いいたします。

9番委員 議長。

議長 9番委員。

9番委員 9番です。

番号13について、5月1日、譲受人の父親が申請されたということで、その方に立会いいただきました。譲渡人には、自宅に伺って確認しております。

譲受人は酪農家で、譲渡人とは同じ集落に住む知人同士です。申請地は、譲受人が牧草を作っている畑に隣接した農地で、申請地も含めて、その周辺は耕作放棄地となっております。譲受人はそれらの農地を取得し、規模拡大するなどの効率的に使えるように整備したいと考えて、譲渡人に話をもちかけ、まとめたものです。

譲受人は親子三代で酪農を営んでおり、ジャージー牛100頭ほどを飼育しており、問題ないと思われまので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号14について、事務局より説明をお願いします。

事務局 番号14でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に申請農地、畑1筆1, 190㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員 はい、議長。

議長 9番委員。

9番委員 番号14ですが、先ほどのお話ですけども、16に至るまで、同じ譲受人の同じような内容の件になりますので、一括して5月1日に立会いいただいております。譲渡人には電話で内容の確認をしております。

譲受人と譲渡人は同じ集落に住む知人同士で、申請地は譲受人が借りて牧草を作っている畑になります。長年借り手として牧草を作ってい

ましたが、今回申請地を購入し、そこを造成するということで購入の話をしたところ、まとまったものです。同じ譲受人ですので、問題ないものと思われます。以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号15について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号15でございます。八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に申請農地、畑1筆694㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく9番委員さんから説明をお願いします。

9番委員 議長。

議 長 はい、9番委員。

9番委員 番号15について、また5月1日、同じ方に立会いいただいております。譲渡人には、自宅のほうに行って確認しました。

譲受人と譲渡人は同じ集落に住む知人同士です。申請地は譲受人の牧草を作っている畑にも近い場所にあり、申請地を含め、周辺は耕作放棄地となっております。譲受人はそれらの農地を取得し、規模を拡大し、効率的に使えるように整備したいと考えていると譲渡人に話を持ちかけまとまったものです。こちらも同じ譲受人ですので、問題ないものと思われますので、ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号16について、事務局より説明をお願いします。

事務局 番号16でございます。八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に申請農地、畑2筆2,877㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員 はい、議長。

議 長 はい、9番委員。

9 番委員 番号16ですが、こちらと同じ日に譲受人に立ち合いいただいております。譲受人と譲渡人は隣接した集落に住む知人同士です。申請地は譲受人の牧草を作っている畑と近い場所にあり、申請地を含め、その周辺は耕作放棄地となっており、譲受人は農地を取得し、規模拡大するなど効率的に使えるように整備したいと思ったものです。こちらについても同じ譲受人ですので、問題ないものと思われま

す。また、ちょっと先と言え、今回の申請農地13から16について、その周辺は耕作放棄地がたくさんあります。それについても申請を進められるということなので、今後も同じエリアについて話が出てくると思われま

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして、事務局及び推進委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 よろしいですか。ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして日程3、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議いただく案件は3件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。申請人、譲受人 北房は、家族で葬儀場を営んでおりますが、既存の駐車場が手狭となってきたため、申請農地、田1筆705㎡、畑1筆194㎡を、譲渡人 市外から譲り受け、露天駐車場にするため転用申請するものです。

農地区分ですが、1種農地、3種農地いずれの要件にも該当しないため、2種農地と判断されます。

なお、農用地区域からの除外手続は完了しております。

転用に伴う費用ですが、土地造成130万円となっております。資金の内訳として、自己資金額130万円で、残高証明により資金の確認ができております。添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画図等、建築に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、22番の推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 議長。

議 長 22番推進委員。

22番推進委員 22番です。

議案番号17号、1番につきまして、5月7日に譲受人から聞き取り調査と現地確認をいたしました。譲受人は自営業であり、葬祭事業のお手伝いをしており、駐車場が狭くなり、以前から譲渡人から依頼されていた土地を引き継ぐことにいたしました。

申請地の位置状況は、申請地は葬祭場と隣接しております。周囲の状況、東が住宅ほか、西、公共施設、南、農地・農家、北、住宅。周辺農地への影響は、申請地に隣接した農地、住宅がありますが、日照、風通しなどで支障を来すことはありません。以上、よろしくご審議の

ほど、お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございます。申請人、譲受人 北房は、建築業を営んでおりますが、既存の駐車場が手狭となってきたため、申請農地、田3筆717.15㎡を、譲渡人 市外から譲り受け、露天駐車場にするため転用申請するものです。

農地区分ですが、1種農地、3種農地いずれの要件にも該当しないため、2種農地と判断されます。

なお、農用区域からの除外手続は完了しております。

転用に伴う費用ですが、土地購入、土地造成合わせて130万円となっております。資金の内訳として、自己資金130万円で、残高証明により資金の確認ができております。添付書類として被害防除計画書のほか、土地利用計画図等、造成に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 議長。

議長 22番推進委員。

22番推進委員 22番です。

議案番号17号の2番につきまして、5月4日に譲受人から聞き取りと現地確認をいたしました。譲受人は、譲渡人の農地の世話をしており、今回は譲り受けてほしいと依頼され、駐車場等にと引き受けました。

申請地の位置等なんですけど、申請地は会社と隣接をしております。周囲の状況、東は農家、西、公共施設、南は農地・農家、北、住宅。周辺農地への影響、申請地に隣接した農地や住宅がありますが、日照、風通しなどで支障を来すことはないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案6ページをお開きください。

番号3でございます。申請人、譲受人 落合は、板金工事業を営んでおりますが、既存の駐車場及び資材置場が手狭となってきたため、申請農地、田1筆208㎡を、譲渡人 落合から譲り受け、露天駐車場及び資材置場にするため転用申請するものです。

農地区分ですが、1種農地と判断されます。

なお、農用地区域からの除外手続は完了しております。

転用に伴う費用ですが、贈与による取得並びに自己施工による造成のため、0円となっております。添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画図等、造成に関する書類一式が添付されております。申請農地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんが欠席されておりますので、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議 長 13番委員。

13番委員 13番です。議案番号3番につきまして、担当の推進委員より報告書を預かっておりますので、ご報告させていただきます。

4月30日に、譲受人より現地で話を聞き、確認をいたしました。転用使用する事由の詳細ですけれども、譲受人は板金事業を経営しており、事業の拡大により、現在の駐車場と資材置場が手狭になり、今回拡張するために申請するものでございます。

申請地ですけれども、国道313号線、美川橋より西に約500m、関川と備中川の合流地点、中国縦貫道ボックスより北に50mの譲受人の会社の隣にあります。周囲の状況ですけれども、東が道路、西が田、南が譲受人の所有地、北が農道となっております。周辺農地への影響ですけれども、三方は道路、譲受人の所有地であり、西に田があり

ますけれども、今回は駐車場と資材置場であり、問題ないと思われ
ます。その他、指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願
いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして、事務局及び地元委員さんからの説明を終わら
せていただきます。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質問はございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ご
ざい
ませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請書の審
議
については、原案のとおり可決されました。

続きまして日程4、議案第18号、農地中間管理事業の推進に關
する
法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の報
告に
ついてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 それでは、議案第18号、農用地利用集積等促進計画の項
目につ
いて、議案7ページをお開きください。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農
林漁
業担い手育成財団が、農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて
中間
管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による貸借権設
定を
同時に行うもので、今回、田139筆、畑20筆が貸借権設定され
るも
のでございます。

また併せて、貸借権の移転を行う機構・受け手間契約の申請もあり、こちらは田6筆が貸借権設定されるものでございます。

案といたしまして、令和8年6月10日付で公告の予定でございます。

内容につきましては、全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく願います。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって、質疑を打ち切ります。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の報告については、原案のとおり可決されました。

続きまして日程5、議案第19号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 事務局。

事務局次長 失礼します。議案第19号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の決定について、21ページをご覧ください。

この案件につきましては、令和4年2月2日付の農林水産省経営局長

通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づいて、全ての農業委員会において取り組み、自ら計画を策定し、活動の点検・評価を行うものです。

ご承認いただきました後には、市のホームページに掲載し、公表することとしています。

23ページをご覧ください。

左側、ローマ数字のⅠ．農業委員会の状況につきましては、令和7年4月総会にて審議し、決定した「令和7年度の最適化活動の目標の設定等」からの転記となっておりますので、お目通しください。

また、右側、ローマ数字のⅡ．最適化活動の実施状況について、各項目にあります「現状及び課題」「目標」につきましては、こちらも「令和7年度最適化活動目標の設定等」からの転記となっております。

1．最適化活動の成果目標、（1）農地の集積の③実績、23ページ右側中央付近です。

令和12年度に43%の集積率を達成するために、令和7年度の新規集積面積の目標を159ヘクタールとしておりました。

今年度の実績はマイナス155.8ヘクタールとしております。こちらのほう、数値のほうに差がある理由は、算出方法を変更したことが原因となっております。今までは農地台帳面積に中山間と水活の面積を足した数値を採用しておりましたが、正式に貸借を行っている面積だけに改めた結果の数値となっております。なお、修正の影響を整理するため、累積集積面積、こちらのほうは過去数値との整合を取った数値としております。その結果、実績は目標の80%となっております。

点検結果として、「担い手がいる地域においては、地域計画に基づき地域での話し合いを継続しながら、さらに集積・集約化を進める必要がある」としてあります。このコメントのほうは、入力数値のほうから自動的に選ばれるコメント、様式上のコメントとなっております。

続きまして、（2）遊休農地の発生防止・解消の③実績、24ページ

の左側をご覧ください。

ア. 既存遊休農地の解消、 a. 緑区分の遊休農地の解消、令和3年度の調査時点での遊休農地面積（緑区分）276ヘクタールを、令和4年度から令和8年度の5年間で5分の1ずつ解消することとなっているため、7年度の目標55.2ヘクタールとしておりました。実績は2.5ヘクタールの解消でした。

イ. 新規発生遊休農地の解消。5ヘクタールの解消を目標としておりましたが、実際は20ヘクタールとなっております。

④その他、農地の利用状況調査を8月から11月まで実施し、調査結果の取りまとめを11月から3月まで行いました。緑区分の1号遊休農地は768.7ヘクタールでした。利用意向調査は3月に発送及び取りまとめを行いました。

（3）新規参入の促進、③実績、24ページの右上をご覧ください。

新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を受けた上で公表する農地の目標面積として、令和4から6年度の権利移動面積の平均の1割以上の13.5ヘクタールを目標として挙げておりましたが、農地所有者の同意を得た上でホームページ等に公表した農地はありませんでした。

2. 最適化活動の活動目標、（2）活動評価月間の設定、②実績、実績は8月から11月にかけて、農地パトロールを実施することにより「遊休農地の解消」に関する活動を行いました。

1ページお進みいただき、25ページをご覧ください。

（3）新規参入相談会への参加、②実績、県が実施する「晴れの国おかやま就農懇談会」へ参加することを目標としておりましたが、農業委員会として参加する機会はありませんでした。こちらは相談会の仕組みとして、参加者が岡山県に申込みを行い、申込者の希望市町村の職員が参加することとなっておりますが、令和7年度、真庭市への相談希望がなかったことが理由となっております。

目標達成状況の標語、農業委員会の活動に対する標語になります。真庭市農業委員会として令和7年度の目標達成状況は、「目標に対して

期待を（やや）下回る結果となった」となりました。こちらは実績数値をシステムに入力することで自動的に選ばれる標語となっております。

次に、推進委員等の点検・評価結果。各委員の評価結果についてですが、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が3名、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」が42名となりました。

ページの右側をご覧ください。

Ⅲ. 事務の実施状況、1. 総会、部会の開催実績を挙げております。2. 農地法第3条に基づく許可事務は、144件ありました。3. 農地転用に関する事務は、31件ありました。4. 違反転用の対応で、令和7年度中、違反転用面積が0.04ヘクタールありましたが、追認により全て解消しております。

以上簡単ではございますが、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の決定についての説明でした。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 それでは、しばらくお目通しをお願いいたします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
これをもって、質疑を打ち切ります。
これより議案第19号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第19号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務実施状況の公表の関係については、原案のとおり可決されました。

続きまして日程 6、報告第 9 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 はい、議長。

議長 事務局。

事務局次長 報告第 9 号についてご説明いたします。

27 ページをお開きください。

報告第 9 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解約については 4 件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、報告第 9 号の報告について、質問等、意見等ありましたらお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これらの案件は、報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、職務代理者からご挨拶を申し上げます。

職務代理者 忙しい時期ではありますが、天候並びに事故には気をつけていただきたいと思います。本日はご苦労さまでした。

議長 ありがとうございます。

次回、6 月総会は 6 月 10 日水曜日の午前 10 時からの予定ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、5 月総会を閉会したいというふうに思います。

(午前 10 時 53 分 閉会)